

令和2年(2020年)11月10日(火曜日)

三島駅西街区訴訟
最高裁が上告受理
三島駅南口西街区の
開発事業を巡り、三島
市が市土地開発公社か
ら事業地の買い取りを
怠つたのは違法行為に
当たるとして、「三島
駅南口の整備を考える

市民の会」の渡辺豊博
代表(70)が豊岡武士市
長を相手取り、財産管
理の違法確認を求めた
訴訟で、最高裁は9日
までに渡辺代表の上告
を受理した。

1、2審判決では渡
辺代表が主張した本件
の買い取り請求権を地
方自治法上の「財産」
には当たらないとし、

「その管理を怠る事実
の違法確認を求めるこ
とはできない」として
訴えを棄却していた。
渡辺代表は「これまで
議論すらしてもらえない
かった。市民の素朴な
疑問に答えてもらいた
い」と述べた。

上告の受理は5日
付。最高裁によると、
現時点で口頭弁論の期
日は指定されていない。
市は最高裁で1、
2審の判決が覆るとは
考えていない」とコメントした。